

広島県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年十月一日

広島県知事 横 田 美 香

広島県規則第四十六号

広島県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

広島県立自然公園条例施行規則（昭和三十九年広島県規則第八十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（承継の協議又は承認の申請） 第八条（略） 2（略） 一―六（略） 七 その他知事が必要と認める書類 3―6（略） （特別地域内における行為の許可申請書） 第十七条（略） 2・3（略） 4 申請に係る行為（道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。）の場所の面積が一ヘクタール以上である場合又は申請に係る行為がその延長が二キロメートル以上若しくはその幅員が十メートル以上となる計画になつている道路の新築（条例の規定による許可を現に受け、又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。）である場合にあつては、第一項の申請書には、第二項各号に掲げる図面のほか、次の各号に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。 一―四（略） 5・6（略） （特別地域内の行為の許可基準） 第十八条（略） 2―26（略） 27（略） 一（略） イ（略） ロ 野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上支障を及ぼすおそれがないものであること。 二（略） （特別地域内における許可又は届出を要しない行為） 第二十条（略）	（承継の協議又は承認の申請） 第八条（略） 2（略） 一―六（略） 3―6（略） （特別地域内における行為の許可申請書） 第十七条（略） 2・3（略） 4 申請に係る行為（道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。）の場所の面積が一ヘクタール以上である場合又は申請に係る行為がその延長が二キロメートル以上若しくはその幅員が十メートル以上となる計画になつている道路の新築（条例の規定による許可を現に受け、又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。）である場合にあつては、第一項の申請書には、前項各号に掲げる図面のほか、次の各号に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。 一―四（略） 5・6（略） （特別地域内の行為の許可基準） 第十八条（略） 2―26（略） 27（略） 一（略） イ（略） ロ 野生動植物の生息又は生育上その他の風致の維持上支障を及ぼすおそれがないものであること。 二（略） （特別地域内における許可又は届出を要しない行為） 第二十条（略）

一―十一の七 (略)

十一の八 既存の電線、電話線若しくは通信ケーブル（以下「電線等」という。）を改築すること又は既存の電線等に沿つて電線等を新築若しくは増築すること（既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。）。

十一の九 (略)

十一の十 変圧器その他の電柱に付帯する工作物（当該電柱の色彩と同等と認められない電柱の支柱を除く。）を新築、改築又は増築すること（当該電柱の高さを超えないものに限る。）。

十一の十一・十一の十二 (略)

十一の十三 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第二条第一項に規定する特定外来生物（以下この条において「特定外来生物」という。）の防除若しくは当該防除に係る調査又は自然公園の保安の目的で、カメラを設置すること。

十一の十四 (略)

十一の十五 県が、自然公園の保護又は適正な利用の推進の目的で人の立入りを防止するための柵、当該自然公園の利用者数を計測するための機器その他の仮設の工作物（高さが三メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が三平方メートル以下であるものに限る。）を新築し、改築し、又は増築すること。

十二―二十二の十一 (略)

二十三 地表から二・五メートル以下の高さで、広告物等を建築物の壁面に掲出し、又は工作物等に表示すること（正当な理由がなくて行つた場合を除く。）。

二十四・二十五 (略)

二十六 森林、牧野、草原若しくは農地又は野生動植物の保護管理のための標識を掲出し、又は設置すること。

二十六の二 (略)

二十六の二の二 特定外来生物の防除又は当該防除に係る調査の目的で、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

二十六の三―二十九 (略)

三十 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三条第一項の規定により一般旅客定期航路事業の許可を受けた者、同法第二十一条第一項の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者、同法第二十二条第一項の規定により一般不定期航路事業の登録を受けた者又は同法第二十三条第一項の規定により貨物専用不定期航路事業の届出をした者が当該事業を営むために動力船を使用すること。

一―十一の七 (略)

十一の八 既存の電線、電話線又は通信ケーブル（以下「電線等」という。）を改築すること又は既存の電線等に沿つて電線等を新築若しくは増築すること（既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。）。

十一の九 (略)

十一の十 変圧器その他の電柱に付帯する設備を改築又は増築すること（当該電柱の高さを超えないものに限る。）。

十一の十一・十一の十二 (略)

十一の十三 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第二条第一項に規定する特定外来生物（以下この条において「特定外来生物」という。）の防除又は自然公園の保安の目的で、カメラを設置すること。

十一の十四 (略)

十一の十五 県が、自然公園の保護又は適正な利用の推進のために人の立入りを防止するための柵又は当該自然公園の利用者数を計測するための機器その他の仮設の工作物（高さが三メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が三平方メートル以下であるものに限る。）を新築し、改築し、又は増築すること。

十二―二十二の十一 (略)

二十三 地表から二・五メートル以下の高さで、広告物等を建築物の壁面に掲出し、又は工作物等に表示すること。

二十四・二十五 (略)

二十六 森林又は野生動植物の保護管理のための標識を掲出し、又は設置すること。

二十六の二 (略)

二十六の二の二 特定外来生物の防除の目的で、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

二十六の三―二十九 (略)

三十 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三条の規定により一般旅客定期航路事業の免許を受けた者、同法第二十条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第二十一条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。

三十一―三十一の七（略）
三十一の八 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第十四条の二第一項に規定する実施計画に従つて実施する指定管理鳥獣捕獲等事業による指定管理鳥獣の捕獲に伴う行為として、条例第十一条第三項各号に掲げるものを行うこと。
三十二・三十三（略）

三十一―三十一の七（略）
三十一の八 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第十四条の二第一項の規定による指定管理鳥獣捕獲等事業による指定管理鳥獣の捕獲に伴う行為として、条例第十一条第三項各号に掲げるものを行うこと。
三十二・三十三（略）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（行為の許可基準に関する経過措置）

2 この規則による改正後の広島県立自然公園条例施行規則第十八条の規定は、この規則の施行後にされる広島県立自然公園条例（昭和三十四年広島県条例第四十一号）第十一条第三項の規定による許可の申請について適用し、この規則の施行前にされた許可の申請については、なお従前の例による。